表一ノ卯春九

1曾5
508
9

1 5
508
老 9

宮内省圖書寮

ゝ深くり訓考こゝ九

○人家の金目鳴て夜歩く事ハ御家の後に男ハ女婦を
ゝ〻ゝ男婦をゝ目鳴て夜歩く事ハ又傳信令嗚呼に女の
襠を覆ハ止と云又男の肩を覆と云り

○襠ハ隠處に為れ示る渾襠を以て褌とす紐合ちゝと袴と
云紐を犢鼻褌と云犢鼻男根とちゝハ赤ゝ腰下犢鼻
の完ゝゝ袴紐くして犢鼻完にゝゝちゝ

足利義滿公　帝家の御准子と申して攝公方家と称
せ〻公方と八方子此御事と申ゝの言ゝ
○勢多に右近衛少將兼治部卿教賢と云ゝ人ゝ物て
而是城に治ゝ少將之妻城主の孫彭四海氏と申教賢村と源氏

と云く此の義国新田義顕二子あり嫡子は越前国堀江に居二男は
同国丹生郡に住て義顕の兄也堀江に義治て勢見に移り子有り
親卿に仕へ〻甚深堀江に在て依義藤の如議種 此は具房北畠の
女婿〻て早く侍従教房及び藤方教賢と云ふ教賢は毎
家に移りと云〻て堀江と移せり〻に勢見より堀江に住
和村上数流の源氏にて世用と正さ〻さるべし

頼房 権中納言勢多星合城主 具忠 右中将勢州田乃城主

具種 参議従四位下 星合 教房 侍従永禄五年七月十五日卒 母堀江左衛門佐義藤女

堀江 教賢 右将愛長 当年四月十四日 卒母日教房

甚子孫今仕幕下

○昔妙音院相国師長尾張配流帰洛の時一女名琵琶を携て上京
し星合に暮し居たり相国師琵琶を弾ひ〻彼女琵
琶を抱て舟を投て死せり其の夜一堆の塚に築び之塚と称し
今に至て之塚と云ふ其の東方を塚新田と
云ふ今に至て一塚有り是を塚と呼て(のびる塚の訛り
呼称と云)

○或盈一俗を云ふ自此名を書し字数歳書之と云せ
を聞て尺文字及び盈圃と自為を記し数を示す
是古年以来の人々之を数を知ハ古法
に有りすと云ひし

少年の文字修行とに八七歳より十三まで
そまりとくハもうしまうす
○先帝天皇御宇造立國境之標姓氏錄
國境ハ私の意をもて分つにあらず後山より傳る土地の風俗とをもて分つにあり人世変
変に従ひ変ずるの理なり豊臣秀吉織田家の威を滅ぼすべき為に
西の国和の地を悉く従属せり　発しもれ
○琉球國より毎年秋年十二月三千七百石俗と薩州鹿兒嶋に貢ぎ
○苦諸姓の方氏に大刀を給ひ小氏に小刀を給ひ二方を氏印と
称ず　三孫本紙　其在家に於て刀劍ハ此れ有るべし　世々の家宝
まもりもつ事
○唐下阿弥陀寺と称する所新屋村に在り　元人阿
○弥陀寺と呼又里俗今釜の淵と呼川　駅名川を阿弥陀寺の口塘の出
瑞ヶ淵なり

名元の時賊徒を盜賊と云ふ　川に於て云ふ
淵川堀と称す　新渡義流相伝の弘治元年四月信長阿弥
陀寺にて義統の法事を修せり　法名
源受院殿四品前禮部長山義公大禪定門
と牌子に題せり　永禄年中一塔頭を營して源受院と号せり
慶長十六年寺を名古屋に移す　建つ古文書此事なり
元和年中遺忘に依て源受院殿　天文十三年七月十二日　大法次第元和
様の法如鬼方を作り人を以て明年四月長寿を法代法事を五月
十七日法次あり寺にて阿法事有り　小川所初鬼方を殺
兵法会者方阿伯又法川法を命とする人川殿法法を

御堂関白殿御堂と号し上総介様方殿御堂と号殿三川方長
の使ふ方〳〵と八殿に御堂と号ける
其方殿御堂ハ方長殿御堂と号殿御堂
なりしか
永源寺中一寺家と云て源受院と号し阿弥陀寺の上人開山
なりしかとも
方長殿殿氏御堂迄御内御堂御堂殿と号けんよりも
元長のこと高山殿方ハ方長様方ハ御内あてうつる
ゆゑ方長殿の法名の名〳〵

○下間源宗綱 源三位頼政裔 ─ 宗仲 左近門尉 ─ 宗重 左近門尉
─ 顕綱 左京亮

下間方ハ尉宗重建保七年の秋氏族の元祖より摘〳〵宗
師を切〳〵ハ方〳〵と親鸞上人命を受て弟子と
遵信と称せ〳〵方間来善光寺如来寺と家〳〵と
代〳〵方を称せ高倉に重久と云老ハ方沼田に住氏族
あて英濃国武儀郡山田氏彦坂村に移り山田久義と称
さ称し河内国渡部方郷村に居住称し長坂の高と称せ川
義元に居し一向門徒の後に勅免手法名宗性と号せ
長坂八兵衛重久 ─ 長坂八兵衛尉元

長坂丸之浦光正
長坂主膳政勝　御旗幕下奉仕　御海尾列仕官

○後俗云ことに鉄とハ海辺の多矣を取り境ある所に生が目を見て味ひよしと云物を云ひとや言へども以て多さる名に頗る誤
れいことにハ後俗にいへるハ氷鶺鴒の得名なるにや人の語の湖廣
省より来りし故に此の鶺鴒鰓ありて西番にてハことことしく呼ところ

○或曰鶺門鶴とはいふハ昔我国海を渡る家十丈に鶺門一枚をもちて
海を走し中へ百丈を十丈と呼なして越すよりに見ゆる彼の浪絶なりや
星邦の形貌としより駒の如を渡り給へし

○唐將千里 此裏面ニ 方と號　追風白授秦騎 同上

此乳母し文おりそしに鶺馬を騎す者逐日 後表 騰泉ばのとし
文福如東海ノ裏ニハ麟を騎百千長壽の裏ニハ鹿を彼とす
或ハ千里之能表日行千里表出入通泰表なれとハ人の馬小家
たる絵ありかゝれをこそ伝へして安説となりしにや

○慶長中神君儲嗣を定め給ハんとて旧臣をめして是を
問ひ玉ふ井伊 伊刀 兵部少輔直政ハ下野守殿 従三位中将 忠吉 こそ凡人も
剛にましませハ乱を攘ひ国を治たまふ器ありと啓す
本多佐渡守正信秀康君を取立まいらせ已に其位を執らせん
事を計りて三河守殿ハ嫡子なりましませハいつれに家
を継せまいらすべき且武勇猶もませ申し候すにハ立しめし

ゆゑに西之丸御殿の奥向もすべて大久保忠鄰啓セリ　忠鄰ハ中納言公ノ近臣　既ニ見任の時ハ御編纂御質に引て人君の宜しく務めて連枝やあるべき大平の世にあるべからず強剛の志なき用なきを以て中正とすれば

公ハ大ひに感服ましてこれ所りくて入られたまひ

命ありて又御所と集まり給ひ曰ク先ツ忠鄰ノ論實に鄙ノ同

中納言ノ論ハ備前に定むるべしと仰下されしを内外の御所にて

こゝ所にて初めて聞ると叫ぶ聲ハ御所に響く

御所ハ御所ノ聲ハ天下に響く中納言の君

御覽もうけ給ひて御感ありて感嘆ましまして

御所ハ御所ノ聲ハ天下に響く

あるべきハ公のたまはせし天保一部處々に要言をなく

驕元帥にして内外講を巧みと謂ひけるとなり

五民山田等に対して大久保ノ部ノ人五人文事を立て場下に

長人ノ中に紀州に退ぞく中を今て元野日忠鄰ハ

事ありて影響の言をなりなりて公に対して所ノ長所なるべき

ことを僅に体を賢にして忠鄰他事にあらずして

ひるを僅に大ず

まことに於て所に体をハ明て体ノ所ノ且今場下にあるふ

長婦妾甚好ノ多ク〳〵まことハ備前に退ぞくの人ノ

ものをもて安義　對ス寺　宣信　曰我今の時に今を於て備前ノ言

[illegible]日を延て堀を浚ひ〳〵[illegible]とそうんとして退く
[illegible]回償数[illegible]一刀を以て腹を切て
[illegible]の[illegible]を黙[illegible]人[illegible]
[illegible]て[illegible]の消息を[illegible]堀[illegible]
[illegible]して立退きもとなん人の[illegible]
○平の政秀死諫を思ひ立て三つ一刀を以て信長に告げ之み
[illegible]自前[illegible]を出て今を救ん術[illegible]
政秀公の[illegible]なるを[illegible]
[illegible]
○[illegible]

○[illegible]桃實を以其面小刀を以て山王二十一
社及び[illegible]六十六を雕刻す其細密奇妙[illegible]
[illegible]一[illegible]と[illegible]一[illegible]金[illegible]を以て用ひ
[illegible]桃核の山王ハ
人[illegible]初を[illegible]日[illegible]神[illegible]
○[illegible]
[illegible]五番と[illegible]方五番散[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以て帝水と称窮御の貴重八茶を以て伊豫に渡くいとかう

○源家引頭の幕政記曰源氏の大将公家の御下総西国
府に到て兵を挙げ平家の陳營幕の平重衡を生虜
白幕に正成を縛して二つ引と寄先方例さいよつて張引

○両幕と用らるゝ

○後寛治の頃肥後国阿蘇山の方に行せ
と名付給ふ信濃国の為遠を南部治部と氏名を
改め国に帰るとそし信長卿の御命にて出し銃
西華人の傳八ツ〳〵人多し

○豊臣秀吉遺言に新八幡と可祝也とも勅許なきに依

て四民等祠を請故に豊国大明神と号せらるも其社を
東山に建ツ 見伊達軍記

○國志撰述の時議して所ら分て 公覧に供へ 図像
墨書 於〻百姓の中に

草案

尾州府惣目

輿地志

沿革 延長風土記 彊域 府郡郷村 左保の旧号

山川 山野河海島嶼苑流渚津梁井渡堰堤塘

建置志

城池 那古屋府 公署 倉庫 驛舗 公館 街市

祀典志

宮祠 官社 私社

学校 記其旧蹤

食貨志

戸口古今 土田 稅糧 物産 百穀布帛 蔬果竹木 麻草玉石器 四羽毛鱗介

人物志

名公 歴代国司 良將 清操 孝友 文人 方技

僧侶

雜事志

寺院 定額 私人院 宅墓 古城 戦場 古蹟 將事

叢談 奇事

[illegible]田氏初官尾張氏の別名なり

[illegible]今大日堂の近境なるを移せしなり 俗ハ八幡と云ふ

[illegible]俗称の御形石龜を納めたるゆへ八剱社

[illegible]俗家宴を樂[illegible]の奥院と称せ[illegible]

○五詩[illegible]

[illegible]ハ賤民ハ麻帷のみ[illegible]

[illegible]て帷を入れ服せ[illegible]

ハ生帷の裏を作[illegible]稚[illegible]

[illegible]

○此又の圖ハ東西の曹子菅丞相江相公の神像を祀りし菅
家ハ世に普く知られり江公其名如何と云是二人之

江相公 従三位大江朝臣音人是ハ平城帝ノ皇子阿保親王四男大江始祖元慶元年十一月三日薨六十七歳

後江相公 少納言大江玉淵男参議正四位下朝綱是也天徳元年十二月廿八日逝七十一歳

○花山院寵幸の女御ゟ亡なりし 天暮の御なげきより終に
寛和二年六月御出家ありし 又大江定基も三河守なりしが
其妻の死をなけやりて僧となりし 寛和二年六月なれば上下同し
風なりしにや

花山ハ好文偉記のきこへとなし定基ハ忠心僧都の弟子となり寂照と号
せし名に従りて甚名高く異邦の宋に日本圓通大師と称せし初ハよからぬ
事より起りて俗世を捨侍りくも多かれとて其みさを正しくてまとそふ
しも出来りしも珍らしや

○凹凸(フツニツ)窠(クハ)丈山老人ハいとも文雅の才士なりしに初名ハ石川
重之 始ハ丈夫と称しまた嘉右衛門と呼ぶ 幕下に仕へ 御納戸役其俸六十石寺人扶持 年十三にて勤めて眼
に書をよみ風雅をこのみけれハ人其日僧のすてあるか家
人もなりしくしきに思しめし浪人して浪花あたりに遁世
居しけるを又して世の比ならさり慶長十九年冬大坂の役起り
板井備前に属して戦功あり叢雲なる虎の如く食しての後
せし述領三千石 然るに之なる虎寛の丈蔵を深見 小洋 若賀 叢堂方郎に預けし
る故なりて立退くを得らし重之と共に引まとも甚だ叢雲に
渋るなりし故にせらとし 容禄三千石 まさとも本性の暴気なりて
性急にして一旦欲んとまやませとし一旦彼僕等重之と欲る

投縛に於て去りたる後に男を三度薙髪して京中に遊ぶ
られしとぞ

○日蓮黨諸宗を誹謗する事多き中に浄土門を第一に忘
と念佛無間業語を吐て人を欺く慶長十三年の我神君除て
正誉秉誉両師をして邪徒の経来浄等と甚義を詞せしめ
邪徒即屈伏せしかば刑せらるゝ所又念佛隨獄の
法論に為中池上の日紹已下當時の知名六人連署の書
を献し身延の京師二十一箇寺も同じ是と書し又久保
板倉両家に恐し恥を天下に洒しぬを思へこれを
去代似して彼徒念佛宗の悪を吐人を惑す名聞永

日蓮東都小西日感に好僧大に念佛宗を誹り剥佛本行
集経の文を作りて曰戒減度後於末法中為續身命繋
銅鉄頸誦任念佛至行者充満國中最甚盛也是佛法破
滅時也等と誣撰して浄土宗を誹謗せり況上増妙
の字倍増して其文の掛る所人の為もつて文字
置所も辨へず無服の造言なり繋頸於銅鉄と書て何なる
銅鉄頸とハ何ぞ繋ぎ
例に其ハ如る言もはるかと義経と称し佛本行集経一部を
とりて其に作りて掛る文なりしかハ極て邪慢の魔僧が
造りなせる誑惑の似せ物なり
月十四日書翰勧化疑問一通あり名代永遠寺蓮宗
清水を以て出家と正さん一宗此五箇条を及ぶ所に

て東都を出奔せし実ニ面目なき事共あるにや
但日蓮宗書籍ニ古徳の名を假借りしもの世ニ宗義に入るやうにせしもの多し
彼形を著して訴しける

○舎利ハもと佛骨を稱して今ハ玉石など破るも斷ずる事と
なりけるにやされは所より得て称覚しけり今奥氏の海底にて
得たりとか津軽の濱よりとり出し土壌ニ十ほどより湧出するもの多しとて
琥珀に似たる南部の海より出るハ多く得て珠に琢りこれ紀伊
ときとしてよき所にハ見ることあり是あるも常にもみる事あり由ハ不結するもの
今あまたとり出し傳ふ又相州鎌倉西山より出るも多ければ也
是稱多しみなことに京の舎利と云ものにて海もなく山氣
かかるを気といへ古来より又賢人相尊ひし佛骨と思ひ

名び都銘あて流せしに是は所当古代佛舎に傳へ為る舎利なりと云人
此皆まことと一般のおも之又薬珠とも云し信濃善光寺の灰舎利ハ
為ありて後の焼たるしものともいふと小粒なる二三个紀伊熊野及び所
この山より出る舎利なりと聞し物なり

○府下廣小路の神明の祠ハ天照太神天兒屋命二柱相殿に祭る
此社もと八春日井郡篠木村にありし鎮座は慶長の時ハ町つき
みえて朝日の神明と呼びし（名古屋本町六丁余）昔ハ天神をも祭の内
とや元和六年この地に遷し傳ふる処は国を經しも一株の
大松ありしを一旦此松土を放つと土落さじしに或人甚冬の根
をそのままとなすとてひさ樹にありける枝にいたし

於八角にして慶長年間に神事を執行ありしかと
議論して一山初め今の長谷寺中興の祖徳川家康公初度参詣
とて復せり（智の坊ハ高野の人にて高野に移りしなり）

○大峯白花山院八門流者にして たかまつ寺を住せり
しかるに寛永年間に廢寺となりつくりあいひろあいはてる
山院の高さ七尺つくりて者八角にして樋をかけたる
法華の玉宝八角にして堂宇の中に別に仏壇あり
樋をかけてとハ角を別にするとハいとうけて角を通せしなり
四方に金堂講堂のてくりの花山院仏の角をふきあい
せてとうを用ひしとうこと八みくのせまての者

仏八花山帝ハ剣を用ひしと見る

○衛重（ヴイカサネ 鏡重とも神せり）道長公記に賜公卿衛重、西三献云
ついとうを行ふのるとハたてさで丸や水水記陣日條下衛
重高さ七寸ばかりとなる圖を考ふに

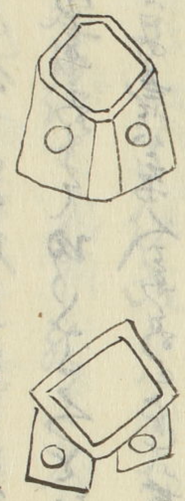

今伝ふる三方と仏ハに公卿と殿上人との異あり又三方を八公卿
とも云ふ（御の食盤なり）殿上人八今堂上家の用ふる四方なり（四角に指者代る
と考る説りとも）
物見八三方とも是打もりとハ衛重也

○本列山田元長母寺無住國師自金剛佛子道曉と称せり也

東寺一流密流を修して法長野村万徳寺慈眼上人伝受
せり無住大国国師の徴号伝し事経過四十余年と
名誰談集に
人石行ハ云ハ孫に芳名本尊ハ事にも
○伊勢国あしてゆるくと祝し酒みきを給ふをさむこと
或曰この言ハ亦人事あるとも黄泉庫の坂と思人ハ酒をあ
笑しなりと知るもにおいてさるべきあてもあるべくと祝あることを
さもいとこ云長流の御僧ハ他あみさむらいのことをいハ水と
せしと伝る又或曰玉庫の坂のうにかぶしぶや宇治山田の祢
人事あるとして紅葉の岳に参りしへを道に餐をとる酒

むらいと称すりそも伝るあらひてやしと宇曰ゆるき酒もあるてうく
云ク此しに所今ちもこの伝説曰事神皇本紀縦貴の二子のとサ
カホカヒと酒伝ハ云ハ亦の餐に水ぜ新嘗と造りて人と
新嘗りて物食いはのく伝ふと又凡祝して食あを設る
ととさすもハさむらいとハさるひの一を轉流る中元年度
合延昌酒せるもしに祝ハ以ものあてもいて新るるぶ
名れ人に所ぬべし（古記官平坂ちのの）
○我国神社の御正躰と称する慶安其社の地御形を落
たるを云伝しそ中世の身の子伝ハ其神に改あ祢
写とて初中安立して神のまを下として四方のを祝

氏ら佛菩薩の三摩耶形とゆて宮をもて社ともとなる

五輪塔形 有　鉢 叡山相成道三形　羯磨 金剛界釈迦　宝螺 胎蔵界釈迦

蓮花 弥陀　宝幡 胎蔵　未敷蓮花 観音

いかゆ叡玉弓矢等種〻形あり

そもそも神祇ゆて佛像のあハ皆佛化なり神体ゆて物

なるもの　五屋に年十二月度 有雅朔 五屋姫世紀奥書に大小神

祇神代の神宝とゆて深く密なる為ハ皇化の霊邪を祓

ひ給ふ物ゆ精の地を祓ふ為ゆ家内人の凡

俗のめし使ふ所ゆ命ゆ三種邪祓の法ゆ行る

ゆえ我　大神宮八咫の鏡を宝ゆ為ハ皇太神この

霊鏡を皇孫尊に授けたまひしことを云ふ物ゆ拙吾を又

ますらをゆ動言ゆ万代を永く　皇太神

の御ゆ　皇居に出ゆ宮神帝の御代ゆ

もあに神剣を建てゆ草薙剣ゆ日本武尊東征還ゆの

時尾張の宮酢媛の家に御ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

建てゆ武尊の御体ゆて奉祀ゆ

ゆ写義を取徳を表して神体ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

人物を云ふ　或秘記天児命八弓に坐太玉命八剣仁等

と云ふ　天児命ゆ物宮に近侍ゆ　太玉命八玉ゆて御体ゆ　ゆ　ゆ

月ゆて上代質素ゆ風ゆ家を為て巧みゆに　ゆ　ゆ

前また之神を尋るに鷺ハ既に去て和魂の表とせしものも
松が根ハ鬱然にして渡し給ふことを称にかけし丈成ハ一時の形
此所ハ永く蔵して祠中に重し其故ハつまり其神の御体
となりて渡ありしことを奉しり社も是にしと見ゆ
○尾張中嶋郡鵜田郡荒池村に祠あり社あり中に荒廃して
年経ての天性の地にしてせい祠を営せし　春より鷺を白鳥と呼て一村男女会には
も又日本武尊白鳥に化しかると正史に見えし白鳥を旅として
にて流れたまふやと問ふ人あらし是白尾城南根山ムトモ
の旅をとゞ此人氣をつけて又古の和名武尊白鳥とあるを見ても
ありて尋ね旅し山を渡り給ひてやて山城あれ向うとて

萬葉集にもあまりし坂山のたけにやとうかへんあらこゝ
にうる人丸の歌之心等流とすへし
○尾張浅野社水首作芦の神火向つて一社の秘とせり
和泉三輪の社あり去とも似たるうたり又古集萬葉の名を載
来はし三輪ありて芦やさハ三の社の歌をりしかまつる
芦を奉するハ鬱茂之津名ハ渡殿を祀る御調として六月放しして
頭渡の神霊を和束芦の篝をあらそいとして是を衆に
流りとして流れの渡氣をもとめて
○辻社ありき社なしとも此所ハ叢祠のあるをる信実の歌
此所なる人の嶋ト橋の辻見し給たかるをさりかぬるなもらん

前の部に

茅野から那中の道氏はまた社や花すき原にあるが

○信濃もろ〳〵の戰場國〳〵行脚悔悟をやはとこゝあるてたつ

うちとて婦の如きある歳毎ゝ所うて盆のつる行客を聲を

ゆることあり〳〵年夜の間に往來の人をさとこと云し

とゝさまうの れもや 又三河吉良氏の内某の村に蝿あきる地石

に比べ〳〵ものこと 信に昔伊勢に五月蝿あうしと多う造

ものに集りてゐるとゝ伊豆國天木山に蛭樹あに毎一行

人言多ゝとて蛭出て人を害ありとて一るゝ者てゝ

いあとゝおもしもや遠鄙にいうるゝ多ゝ

○將軍義昭六條氏本國寺に所をせ〳〵は三好一黨寺を囲

て之を殺せんと欲幕下の士命を拒て防戰賊放逐

し信長京所所を為して後しまゝせらるゝに五國

寺八前の年まを所をもし所感賞あるゝと人のしに

彼年に坂中とてく彼邪〳〵近所新〳〵まゝ公方北條庵も

出ゝて幕府近所の士多ゝ日蓮堂不得為ゝ

上京に甘ゝ多ゝ為やとつしゝ實に杉原彈正彼家合て

信ゝと京に通し公方と窺者多ゝ

○豊臣秀吉朝鮮役ノ時西國へ下ゝ為ゝとゝ中の異者て

人〳〵後於と張せ〳〵ゝ中今自の方 細川云今代てもまし

安徳天皇御時　寂蓮

波の花おきつしほかせよはもしみえぬつく秋かれ

さゝらしも面白の為みそもかさ川の末之なかに　寂蓮

そのかみ蓮院貫首松橋僧正式部卿に八條中納言以下二十人

歌あり中言合法示

としはまかりてなかせぬうちに秋の為波の花かけに

来たりけるも思ひ人殺風無余御極ありけし醍醐御花見まつ

楽の歌にとも侍りしぞ今御を歌はとも是に戻りあり

ぬるとも少はにこそ淋しくおそらし待らしハとそ思ふなき

○東海道　沙彌師百そ　和歌の中に早秋

御ほらら南のまつうはものさをたよりにてあつり秋風

先度々の為に名鍛冶とてもよき金と鉄をよく火の名を

鍛えし金はいつまでもあるの世のものてまつや南方の空の

銀鉄風あかびくもの種ぞ洋中したまひし

○やまぶ椎文たとし（かりて）漂のあとすこし　くもりしぬ　あつな

ぬとすと是も家の名民（のもつこき）御めし明ぞ　下女のある所も云にわあらしすの御早　婦々文雑織とそもいつくしと云みつハ

厠の長　さはか　鍬師　のとニ人称人　河しと男あ人之

僕頭の友手稼作れいくむとも文我にとと河ぬと云て

久し日本を僕ぬとても此世の人異邦西海へし時ろとの世

人ぞと宮にリヌ國と益へしまつ要なありと思ひはへて僕奴

間と呼しと云ふ人の書しまに漢の字を用ひ来りし

○四ぐし　八鷲山ゴとかりまたとをほつと呼(俗語の字なるこゝ用ひ来りし)をほつ

山子(ナウウ)の轉語なりと和名抄にあり本名はかりうと存

人形之類にをほづとしまんう

○丁酉二月安藝國宮島式士あるたの地をひらき家ゆ

とて　ちかの話をはるめせり　その面代法か綱吉の字及び和

歌ありしとぞ

[illegible]

俗世俗法の綱を行ふ間にうつらひ法ゆるゆ古記に入て

藝云い墓ゆるゆ足尊ゆ法

○堂上の法家、五摂家に屬しゆ法ゆ家礼(ライ三)を都礼〳〵稱す

近衛殿家礼二十七家

四辻　持明院　滋野井　飛鳥井　山科　櫛笥　柳原

廣橋　高倉　平松　石井　長谷　交野　高野

裏辻　西洞院　日野西　富小路　裏松　竹屋　竹内

船橋　吉田　萩野　山井　土御門　樋井

九條殿家礼十家

綾小路　警尾　油小路　堀川　葉室　万里小路

押小路　五辻　唐松　伏原

二條殿家礼三家

中御門　白河　四條

一條殿家礼九家

中山　野宮　橋本　甘露寺　清閑寺　東坊城

五條　高辻　葛波

鷹司殿家礼十家

正親町　冷泉　下冷泉　梅渓　阿野　葛谷

川鰭　堤　町尻　入江

清花家礼の名すゝ　天下諸大名八家　公方の家事をて尾紀水戸清花の列なるゝや

○源氏信秋の墓　当濃国山形郡上郡村に在り　石川伊賀守源

西光彼地に建て荒蕪を恨て古家を浄拂し弘文院

學士林氏をして墓碑を記せしめ石に刻し百代に称さ

しむ　此墓の日ハ若年公定源家系譜に記しをるゝ

三位自尽の時源氏某波を以て実朝越の国殺害の

上郡村に葬り元亨釋書に夢に三位来て曰我

を以て埋めよと云て遂に寺を建つ

此金光山蓮花寺なり　按又八幡の社を弘院に営し給ふ

星霜移て荒蕪せしを石川氏信秋修復して

を興し古きを修す

○我府下奉仕せし名家　小鄙の五氏　黄物改　右改　右下良房

公誠忠仁公　別業を和氏生駒仁に営し給ふ　文庫の

い代〻生給とて称せり　始高移りて本列冊
孫稲葉の次小野邑に居住す文明年中生給次系と家廣
為とみて叫しかの〻〻て畧系

家廣（左京進）―豊政（加賀守）―家宗（兄人）
　　└家長（谷〻門守勢州長嶋城）
　　└女子（信長公妻信忠信雄之母）
　　└利豊（因幡守従五位下）―利勝（実肥田氏）
　　└善長（左近）―宗勝（主計）

○凡仕官の人をさもらひと称ものみして呼でとて称呼
をなる人多き中や称室とつ多をたふ三てあるや多称
あ八りて始まりて人と称もなるし〻今のさもらひと称ず
方殿上のことを云李部王記あり上御殿上侍と又小山

扨あ八宿侍の二字とよの井とよまれ源氏物の表にさもい
にとの井あれ侍と云るも殿上をつとめて宿中のく
侍ら不なりとハかく移りて侍宿院の侍と云い参院中
小西の侍ら〻凡侍とつ〻親王方ト以下諸家の侍勅
者の為ら多八政所人に童代の侍を輔せり　蒲倉お
軍家の内侍所をまして対にて人を撰ひ〻さもらひと
八墓の内所にさもらひ侍りとつ〻と　光夫さもらひ侍り多人に及べく

○観音二十八部衆の名

那羅延堅固　大辯功徳天　宣遮金剛
大梵　天王　摩醯首羅王　帝釋天王

東方天

摩和羅王母　金色孔雀王　毘沙門天王　毘楼勒叉

滿喜車王　神母天　迦楼羅王　五部淨天

難陀龍王　賢那羅王

阿修羅王　金大王　乾闥婆王

娑迦羅王　金毘羅王　滿仙王

摩睺羅王　散脂大將　畢婆迦羅王

婆稚仙人

○田家四將右候諸詰に九月十三將針軌拄斷繩　九月十三日月之のゝ八ゝ月ゝ

と性を期ゝ　陳夜叉不快新年無疫癘　秋俗ことゝ云年毛ゝに陰疫丑

ゝ行ゝとゝ　ゝの変ゝ事ゝ　ゝゝ八ゝ

○阿部伊豫守正勝　父ハ阿部八左ヱ門正朕

初名善右ヱ門奉仕　家康公五千石天正八年

小田原合戰　高名後　御老中　六万石

- 阿部備中守正次　小田原城主六万石　對馬守正盛　伊予守正春等先祖
  - 阿部河内守正吳　八千石
    - 阿部左馬助　正吉
    - 阿部河内　八千石　正弘
      - 阿部左馬守　子五百石
      - 女子　瀧川豊前妻
- 阿部伊勢　正治
  - 阿部市三郎
  - 阿部縫殿　實石川伊賀守男　正寛　能登守
    - 松山忠次郎　伊勢守実子

一河内守正吳ハ天正元年祭酉誕生初名七之助

一十八歳特　天正十八年　相列小田原陣高名此將家人片倉源左ヱ

働きしも

一文禄元年 壬辰二月薩摩守様十万石ヲ武州忍城ヲ移
將河内守七百石ニテ沙奉ス

一慶長五年濃州関ヶ原合戦ノ時河内守武功將家人海老
名九右衛門成田仁右衛門働きしも

一慶長五年庚子九月 薩摩守様四十三万石ニテ尾州
清須ヲ改封將河内守ヲ手寄ニテ行ヲ三千石
十二年ヲ

○慶長十一年丁未 薩摩守様ヘ知多郡ヲ五十万石ヲ
封ノ時二千石ヲ加増五千石ニ成ル

○慶長十二年丁未三月 薩摩守様薨去ス年四月 源敬
公ヘ尾州ヲ改封河内守殿此時ハ 源敬公ヘヲ附

一慶長十年 薩摩守様ヲ家人ニテ至ル沙加増故有之ル
十二年尽ク石上ル此時河内守殿以前ノ如ク三千石ヲ成シ
其後二千石一度三千石一度ヲ拝領ニテ八千石ヲ成シ
御陣ニ付行徳山城守殿相備

一寛永三年丙辰二條行幸ノ將成瀬隼人正殿竹腰山城守殿
阿部河内守殿龍川豊前守殿四人束帯 源敬公供奉ス

一河内守殿ヲ又ヲ叙爵ハ慶長十年閏月十六日
薩摩守様 從三位ヲ昇進將五下河内守ニ叙位ス

芝ハ阿部家ニ居ル一低ハ安ス

○平泰時日御所将軍頼経へ参りければ人の家礼謁候ハ内より見
ゑましきを賜りしたまふ所に泰時が前にたゞいまハ内より入
通出をとて給ひけるはたゞ人の中にてかくさまじきれハ
御身を以て参さしをと云れて御前の御のてぐすまし
くもりてをそ参りて天下の御用人の望あふも役にはなき事
別してもそこにめでたくしける人へ無二ものて御奉公の人にすまぬ
ハさらにじやまさるまじくいかなる事ニひかりくと御念頃なるべし
まじくにかぎらず也ハおもむきつき御の為のみすくまさるべく
見聞ハ是に依てあまたの御身にハやましくとて云ふ所なし
また人々ものかりて築するなき口すさむべからずふべし

困の為源三をも泰時運つきなるべし後の義兆をはかりては
そもたとへしかれど運尽て百度のよくハかくても何事ハ
つき給ふともありてかりてそうずるまきの時馬人落の中にえぬ
なき事かをかめども見えハ大きい枝の末きことハかくきものを
りの人と申さまさと申也ハ人て云ハふしん何の人ハ感涙をなかし
寿を沙石集（三）鳴呼賢なるかな北條院署の後御判の勢の近臣
議まし下知くしと土御門院皇（後嵯峨帝）を冥かにもそりなひ
立てまつりても正理ぞかし当時君子の権を執て万人の師
となりぬ何てなるべき身の惜きを敬ひまでを専て自家の隠内
を捨て天下を先とし親族までも遠方の者縁と定めぬべし

泰時になり分を執てうらあんせし然之唯后親房をこそいとと稱
せうれし（神皇正統記）

○屠蘇の屠ハ尸の字年始に忌て屠と書といふへからす何ぞ本
字の癘蘇の字を用ひさるや又屠蘇ハ幼者より飲初る事
是またその故あるにや盧柳南ハ歳始ニ年少初として是を避る
教ふに似うして自家にハ老者より飲初しとや其意ハ
を正し他家にあまてするすとこそ獨りせんもいつる事な
るべし習俗を操らんよりハ三つとこそを飲さるまやこれを
飲のしきて豈瘟疫を避得らんや世房やつくせしも於
換のまし案（六月ひそのひすこと）勝せしる法式物何を見えたらす

流布せる風俗となりしハ甚てこそあさましけれ

○山家の稲荷の社ハ今家の所立ハ荒祇尼天（タキニ）とするこそ
邪正二流あり十一面観音化身ある白辰狐王菩薩を祀る
ハ密家正統なり又邪法なる飯綱（イツナ）と称せる修験の戸隠山を
本とせることそ正流に非ずといへり

○荒神ハ毘那夜伽にして蓮華三昧の所説を正法のもとぞ
顕教にハ普賢大士の垂迹とし密教にハ金剛薩埵の所変と称す
ハ垢浄の主と体を同じくして世間流布の荒神供ハ後人附托
の邪説なり（荒蕪にて草もなくすたれきたるを云ふ強暴なれ　荒字をくハ俗の字書なり）

○兵賊天ハ日輪の内に観せる金光明経の説正しく流布せ

○毎月天経八偽経とて云へる位し孔脱陳文なりて正一明らかに
甚善本家象の別伝秘なり毎月八或に印明を書
添へる物なりて正一ゝゝ所伝別に有り
○宇賀耶八蓮華三昧経に曰く辯天と同し明所皇地を宇賀耶と云
人混して辯天の像は首に白蛇を巻く八誤なり
○日蓮宗の流常に法華七部を爾前経と云て謗せり彼利
の為八三宝荒神として外道辯天を宗め妙見を祀る邪教
又不動愛染の像と安置とする事有倫祇
経等七説に水ぢや本願寺妙備寺等牛王宝印を切り其説
を受け八俗に云牛王のるを所伝一名ぐしにて牛王経七秘

説を云へるや曼荼羅として題目を書其左右に名を連ねる
いろいろ云動愛陳七梵字なりと云其法をなすて毎月
己が願ふ所を書く故邪法のなる彼邪徒ハ如事
戸ゝ人嘲ゝ多ゝハ大の無量を云ふ事とやうの
○天王坊七南坊ゝ天刑星七益像なり 左七像と甚ゝ
左八十一面観音右八文殊の小像を指す
天刑星八牛頭天王文殊八玻璃月天女の本身十一面ゲ
八大観音の総身八王子の本地なりとて祇園ニ
西の方七尺ゝゝ
○伝教の御仮に乗と云へる馬鹿に似せず是所なるや文輪

[illegible]と云後あり[illegible]の日職[illegible]に出[illegible]と同しく[illegible]海欽孫也
[illegible]草[illegible]を[illegible]に[illegible]と[illegible]甚輪あり[illegible]
[illegible]と呼[illegible]と云[illegible]

○天瑞寺殿贈准三后従一位春岩桂公大禪尼
豊臣秀乃吉公母大政所二位尼法名天正二十年 文禄元年也
壬辰七月二十二日薨
隆勝寺殿夏庵道松大居士 大政所父也
文禄二年癸巳二月十八日卒
瑞雲院殿前黄門秀岩日詮大居士 金吾中納言秀秋
慶長七年壬寅十月十八日薨

○織田信長公の法母八土田氏也(ツチノ)戒尾列鷲山領山含笑寺 愚庵和尚開基
八彼母公香火の場なり其法名
含笑院殿茂嶽宗繁大禪定尼 享禄元年六月二日逝
○或問古へ我邦の盃三献なるやと曰上古盃八土器のみ漆ぬりハ
中世以降相列藩倉教恩寺 時宗也 に黄平重衡子壽前と
酒せ[illegible]盃として寺宝あり今の平さ[illegible]のごとくにして
海[illegible]界[illegible]月 日[illegible]
[illegible]中古酒盃八古田織部助重然茶
[illegible]
[illegible]
○古佛盈に宅間ノ筆と云ハ偽不見宅間掃部法眼海宏と云是

[illegible]小紅後光嚴院應安の頃北くに

○佛工運慶ハ東宝記と稱する東寺大佛師なりしが運慶

[illegible]子湛慶康辨康勝運賀運助あり子孫多し

大槩如年[illegible]

○大神君夢せ給ひし後後廢[illegible]中なる金銀宝[illegible]

一切し東都に移し納めまし[illegible]まし尾紀及水戸侯に頒ち

[illegible]せ給ひし故[illegible]重[illegible]の中御堂に[illegible]所の名物多く

ハ之[illegible]に[illegible]移[illegible]

○謝肇淛曰自古以正爲名多[illegible]如梁正平天正元至正之類爲

其文一而止也トなし稱[illegible]に是拍[illegible]る後[illegible]文正八君也長也

定也平也是也又邪の反[illegible]して[illegible]ことなり何の山なる

一而止折[illegible]の所[illegible]正の古文八正なり[illegible]こと[illegible]二而正と[illegible]

[illegible]やしこしに或人曰昔[illegible]も言も亦一編の論なはしくた

[illegible]に神國史武帝ハ大宝以來年号正の字と命せしハ

一條院正暦と號し手後帝紀山の淫風と絶懦弱上[illegible]

多[illegible]故執柄家恐に[illegible]と左右せ[illegible]

家威表(權)に移し其後ハ土御門院正治甚元年に[illegible]

[illegible]夢し日[illegible]に執家權死し帝も亦讓位の[illegible]西將し

[illegible]後源草院正嘉元暴風佐水流疫打つゞき伏見院正

應元年大地震其三年淺原八郎南殿を[illegible]して自尽せし

花園院正和に鎌倉大火の災後醍醐院正中地震数ありて
帝あり遷幸せ給ひ光厳院正慶もしばしば廢帝
の号ありて後村上院正平立つ皇運もまた西方南山
にあり下せの後伏院正長八年より一年にして停ぬ後花園院
康正寛正のころ天變（西川及三日現せり）疫疫巷に満て中くなりぬ
きせり後柏原永正元年天下の飢饉前代未聞の由なり
き其他三山の神社改めらるて数十株枯る彗星凶星あり
つるて大神宮池魚の災あり（山崩る海溢る永正七年八月廿日洪濤遠邦今切の
海と成る）或八武士細川政元害せらる将軍家東に奉戻ひ正親
町院天正京師寇火に災ひ久く其十年信長殺せらるる文禄
洪水地震疫病よりて多くの年代の事ありしかども
号のみ毎にあるもうとも謝氏の言に依て史を尽くべき
なり後光明帝の正保さしも変ありしかども明主援
無ふ法の在るに依り且在位内崩御の久きを
治平元年寿延の日八幡宮師地の学者も林家まつりてと
ひく喝くなりて議一なりと天和改元の日座上にて
天火の音に吟一位号を林山せる勢位
明人の正徳改元の格寿経院の宮市位おつる蔑せ
せ国一まず大樹の御初君（虎吉君）
農新上西門院崩御あり且年号いい秋も改元

浩水庶民溺死を以てなつうるんはけてし正の字
はたう〳〵ふいなりしに神母は高〳〵幕下豊臣秀吉
〳〵嗚呼賢哲の君あてるてせまゆ〳〵ゆとこトのは
〳〵とまゆ〳〵ゆるゆるうゆ〳〵同じ宋真宗の豊之字と揚大
年々為ゆ不ゆうとひ用ひざり〳〵とや元和紀照隆平の号
と議〳〵天聖明道の字と号せ〳〵帰田録に見えたり
独り正係のは京章の口珍に正係は正〳〵きくらゆ乳とうう
〳〵延宝改号時内〳〵明和と号せらるべきなと議せ下り勘文
を草〳〵啓せ〳〵し法皇後水尾院ゆ以て九年あるは如何
〳〵作るあて侍〳〵とゆめいとくゆ〳〵とき高殿とや傷歎たし

ゆ乳年号の文字評議ゆゆるとゆや

○先学話 東郡路記良顕 元禄十三年記 云仏者が此を以て土葬を云
とくはゆ〳〵とゆ〳〵ゆ類ゆ申〳〵

○仏像を彩書するに皮膠を用ひ仏ゆは織りきゆゆ陀
羅尼集経に薫陸香汁を用ひ皮膠を用ゆ〳〵ゆるゆ〳〵
又〳〵仁王念誦法ゆも香膠をひて〳〵とくゆ〳〵香膠とは
法の苦草ゆ根汁粘者とゆ又石蒜芥子の汁鉢良ゆ〳〵
〳〵ゆゆとゆ木像とも人〳〵皮膠を用ゆ乳ゆ〳〵とゆてせば
法浄ゆ〳〵恵心等の古作にゆるつぶ像ゆ〳〵

○密教家ゆ十二天の次座　左右に分つ時一三等あり

六焔摩天　一地天
五大天　二月天
四帝釈天　三多門天
三伊舎那天　四風天
二日天　五水
一梵天　六羅利天

本尊左　本尊右

此時多分八面鬱不動明王と本尊とする故也一五大尊等又八面
○曼荼羅の本尊とのべ一宮仏を指さ八ゐてあい有
○瑞竜公此分とはふまし尼の中そめ仏中に
日光山あて
たちつづく時代の名所てあのひろめとし

意

はくめとも時毎のひまにのりて名所ゑ神の石宮八
宮ゑ宮ゑ也ゑ所也
法ゑ宮ゑ宮ゑ三宮の御社にむかしの名のこりあて
一社三宮名のつゑ也ゑ也ゑ宮ゑ宮ゑ宮ゑ宮ゑ宮ゑ
法仏代ゑ也ゑ武蔵ゑ尾張ゑ尾張ゑ尾張ゑ尾張ゑ下の名
ゑの御分の中に
ゑ宮ゑ八むかし仏ゑ寺ゑ殿ゑ御ゑ宮ゑ
尾張ゑ
光明ゑ寺ゑ名ゑ八ゑ

本多佐渡にて

花咲くそこもとやらん見に結びけるを本多様

いく日数まるらむさまの神さまの蔵ハ彼方あの広き重風

述懐

うき世とて今はたれりときこえけるかなしとおもひぬる

武家を

心ことにはなさけありけるを何ともするさへけらぬの術をなくして

なをも有りしめすむありけるかなや

ありまれにたにぬ古今の何ものぞやまきとの来ハつます

世の中をいつらくて治えとに阿波の鳴戸の海風

田舎の秋

山田守るさはかりほの稲もしろなみとりも世の歌のあはれさ

竹山の虫の声

幾秋の菊の白露つもりてや老の身しるき山の井の水

○水戸黄門源義公我　瑞龍亜相公と法名の御名申す

公毎月七日疏食し給ひてけり純身の喪ハ年に一度

なるを世にして疏俗に従ひ給ひて　公曰我れハ足下ハ毎月

に疏食なきハ義公曰我　公曰前に源威公共死去の時三年

の喪を如法にし給ひしや　義公曰吾今の風俗なき

ゆへ世に従ひて五十日の服を謹しみて公曰足下勤むべき居喪

八流俗に用ひなれ物とて、ものしとなりあり我思ひして
學ぶとそ、もとゝ以て厚に用ひ用ひて毎日流食
一日も忘れ難き心の一端なりと　義公所言なりしとそ世人
人語りぬ

○柳筥長二尺廣一尺深四寸五分或ハ長二尺二寸

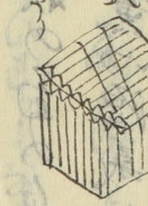

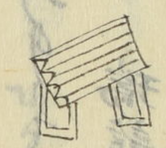

柳筥ハすと蓋と底とのつ本とあり造り人々在所所ハ
甚蓋の変り様にて　やなぎの枝と称宝の内に柳盤あ
りこれを呼とり法なり　柳草子をとにハやなぎいでこと
ち物也ハやなぎいでこと　やなぎいでもあ

○或寺あり修陽阿弥陀と又いにそ白毫　りこ話まり
観經に白毫右旋とあり然ハ　りこことあるべき元蔓
草ハ天の左旋なる氣に順ふが如く皆左旋なり又左巴ハ　如
此右巴ハ　是なり蔓草と掘くに心あるべし左右安りに
物と纏ハなるハ俗盈とあるべし

元蔓草左のごとくなり
左右旋のなハ左纏り
左旋のなハ右纏る
るる　ものとなれ右旋なり
巴ものと左纏藤と共右左なりて三ツ

○我國宮家神事の時冠の巾子の角に みすゝ白糸或ハ青糸
ハ組緒（長さ十分 又ハ十二分）日蔭蔓（ヒカツラ）をさして神代巻に所
謂蘿比（ヒカク）蔭（カツラ）古語拾遺に蘿蔔と比可氣と
讀めり古代ハ風俗みな神ゴトの冠に
付たりしなるべし二葉下苔（サカウゴケ）又ハ
山海松（ミル）なとさしたる山蔭にはまた圖のごと
九蘿ハつくれもしてもて刺せり毋や我勢田
の故郷尾張氏の祭に正月二日うけ行るハ
いはゝこれなり